

川崎市高津区公告第 6 3 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条及び住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 1 項の規定により、別紙に記載の者について、住民票を職権消除しましたので、同条第 4 項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和 7 年 9 月 1 2 日

川崎市高津区長 白 井 豊 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

別紙省略